



茨城県報

第742号

令和8年(2026年)8月27日

木曜日

目次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
●聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
●茨城県県税条例第20条第1項の規定による県税の申告等の期限の延長(税務課)	2
●指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)	2
●指定障害児通所支援事業者の指定更新(6件)(障害福祉課)	2
●指定障害児通所支援事業者の廃止(3件)(障害福祉課)	4
●木材業者等の登録(林政課)	5
●なまこ漁業の制限措置等の公示(漁政課)	20
●定款変更の認可(農村計画課)	21
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課)	21
●車両制限令の規定に基づく道路の指定及び車両の通行方法の指定(道路維持課)	22
●車両制限令の規定に基づく国際海上コンテナ車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路の指定の解除(道路維持課)	23
●土砂災害警戒区域等の指定の一部解除(河川課)	23
●土砂災害警戒区域等の指定(河川課)	25
公 告	
●開発行為の工事完了(建築指導課)	27
●入札公告(情報システム課)	27
規 程	
(企 業 局)	
●茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程	33

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第11号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年8月27日

茨城県公安委員会委員長 白 川 洋 子

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業種	備考
					所 在 地	名 称		
5503	R 8. 8. 1	筑西市玉戸1006－ 5	平出 泰造	平 出 木 材 (株)	住所に同じ	商号に同じ	製材業	
5504	〃	筑西市菅谷1567	齋藤 毅	(株)瀧田材 木店	〃	(株)瀧田材 木店	販売業 製材業	
5505	〃	筑西市小栗5148－ 3	永盛 明	永盛材木店	〃	商号に同じ	販売業 製材業	
5506	〃	筑西市布川81－ 1	林 純一	茨城県西プ レカット協 同組合	〃	〃	製材業	
5507	〃	下妻市下妻乙528	櫻井伊佐夫	(有)櫻井製 材所	〃	〃	販売業 製材業	
5508	〃	下妻市下妻丁246	飯村 広之	(株)飯村建 設	〃	〃	販売業	
5509	〃	常総市水海道高野町2176 － 2	片庭 秀樹	(株)片庭木 材	〃	〃	木材チ ップ業	
5510	〃	つくばみらい市古川81	長谷部忠彦	(株)ハセベ つくば工場	〃	〃	プレカ ット加 工業	
5511	〃	常総市坂手町2850	染谷 秀雄	協 誠 工 業 (有)	〃	〃	パネル 製造業	
5512	〃	坂東市小泉965	武井 仁司	武井製材所	〃	〃	素材生 産業 製造業	
5513	〃	古河市上片田1271	森 勝	森製材所	〃	〃	製材業	
5514	〃	坂東市生子1846	大久保泰広	(株)茨大	〃	〃	製材業	
5515	〃	古河市旭町 1－10－10	染谷 幸男	染谷製材所	〃	〃	素材生 産業	
5516	〃	桜川市岩瀬298	川那子 隆	丸 川 木 材 (株)	〃	〃	販売業 木材チ ップ業 製材業	
5517	〃	常総市鴻野山1657－ 3	野口 正喜	(株)野口プ レカット	〃	〃	プレカ ット業	
5518	〃	結城郡八千代町東落田 970－ 1	富田 浩幸	(株)エス・ ジー・シー	〃	〃	販売業 木材加 工	
5519	〃	古河市上砂井285－ 3	中尾 貴志	(株)ウッド ・ストラク チャー	〃	〃	プレカ ット	

茨城県告示第708号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第2号に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、その許可をすべき漁業者の数その他の制限措置及び許可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年8月27日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

「新たに許可をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

第 1 なまこ漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

なまこ漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

27人

(3) 操業区域

第 1 種共同漁業権漁場区域を除く茨城県海面

(4) 漁業時期

1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

2 許可を申請すべき期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

3 備考

(1) 当該許可の有効期間は、令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県告示第 709 号

蔵後余郷入土地改良区から令和 8 年 6 月 15 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 8 年 8 月 18 日認可した。

令和 8 年 8 月 27 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

茨城県告示第 710 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 8 年 8 月 27 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 27 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 道路の種類

県道

2 路 線 名

野田牛久線

3 道路の区域